

平成 27 年第 1 回府中町議会定例会

会 議 録 (第 3 号)

1. 開 会 年 月 日 平成 27 年 3 月 6 日 (金)

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 平成 27 年 3 月 13 日 (金)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (18 名)

|      |             |      |           |
|------|-------------|------|-----------|
| 議長   | 中 井 元 信 君   | 副議長  | 繁 政 秀 子 君 |
| 1 番  | 小 菅 卷 子 君   | 4 番  | 益 田 芳 子 君 |
| 5 番  | 山 口 晃 司 君   | 6 番  | 上 原 貢 君   |
| 7 番  | 海 渡 弘 信 君   | 8 番  | 西 友 幸 君   |
| 9 番  | 中 村 勤 君     | 10 番 | 慶 徳 宏 昭 君 |
| 11 番 | 山 西 忠 次 君   | 12 番 | 木 田 圭 司 君 |
| 13 番 | 力 山 彰 君     | 14 番 | 岩 竹 博 明 君 |
| 15 番 | 加 島 久 行 君   | 16 番 | 中 村 武 弘 君 |
| 17 番 | 梶 川 三 樹 夫 君 | 18 番 | 林 淳 君     |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員 (0 名)

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 第 15 号議案 府中町特別職の職員で常勤のものの給料の額の特例に関する条例の一部改正について
- 3 第 21 号議案 府中町介護保険条例の一部改正について
- 4 第 24 号議案 府中町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 5 第 5 号議案 平成 27 年度府中町一般会計予算
- 6 第 6 号議案 平成 27 年度府中町土地取得特別会計予算
- 7 第 7 号議案 平成 27 年度府中町国民健康保険特別会計予算
- 8 第 8 号議案 平成 27 年度府中町下水道事業特別会計予算



1 回府中町議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は 14 番 岩竹議員、15 番 加島議員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第 2 に入りますが、お手元の日程第 2 から日程第 10 までの各議案は、平成 27 年度予算並びにそれらの関連議案でありますので、一括議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、日程第 2、第 15 号議案、府中町特別職の職員で常勤のものの給料の額の特例に関する条例の一部改正について、日程第 3、第 21 号議案、府中町介護保険条例の一部改正について、日程第 4、第 24 号議案、府中町道路占用料徴収条例の一部改正について、日程第 5、第 5 号議案、平成 27 年度府中町一般会計予算、日程第 6、第 6 号議案、平成 27 年度府中町土地取得特別会計予算、日程第 7、第 7 号議案、平成 27 年度府中町国民健康保険特別会計予算、日程第 8、第 8 号議案、平成 27 年度府中町下水道事業特別会計予算、日程第 9、第 9 号議案、平成 27 年度府中町介護保険特別会計予算、日程第 10、第 10 号議案、平成 27 年度府中町後期高齢者医療特別会計予算、以上を一括議題に供します。

本件につきましては、予算特別委員会に付託いたしておりますので、ただいまから委員長より審査結果を報告していただきます。

予算特別委員会委員長、14 番岩竹委員長。

○14 番(岩竹博明君) それでは、報告をしたいと思います。

平成 27 年 3 月 13 日。

府中町議会議長中井元信様。

平成 27 年度予算特別委員会委員長岩竹博明。

平成 27 年度予算特別委員会報告書。

平成 27 年 3 月 9 日の会議において付託された案件は、慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、府中町議会会議規則第 66 条の規定により報告します。

第 15 号議案 府中町特別職の職員で常勤のものの給料の額の特例に関する条例の一部改正について

原 案 可 決

第 21 号議案 府中町介護保険条例の一部改正について

原 案 可 決

第 24 号議案 府中町道路占用料徴収条例の一部改正について

原 案 可 決

第 5 号議案 平成 27 年度府中町一般会計予算

原 案 可 決

第 6 号議案 平成 27 年度府中町土地取得特別会計予算

原 案 可 決

第 7 号議案 平成 27 年度府中町国民健康保険特別会計予算

原 案 可 決

第 8 号議案 平成 27 年度府中町下水道事業特別会計予算

原 案 可 決

第 9 号議案 平成 27 年度府中町介護保険特別会計予算

原 案 可 決

第 10 号議案 平成 27 年度府中町後期高齢者医療特別会計予算

原 案 可 決

なお、審査過程における意見等が出ておりますので、朗読します。

ふれあい福祉センター改修等事業における太陽光発電システム設置等については、設置後のメンテナンスなど実際の運用に関し、十分留意されたい。

商工会の健全な運営のため、必要な条件である組織率の向上に向けて、今後も努力を続けられたい。

また、補助金の交付においては、その使途について町の指導が行いやすい形態を考慮、導入すべきである。

災害対策事業の一環である防災行政無線デジタル化整備については、整備計画に沿って速やかに進められたい。

27年度は、平成28年度から新たにスタートする第4次総合計画策定業務予算が計上されている。この計画は、将来10年間の府中町のまちづくりの柱となる最上位の計画である。また一方で、国においては、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、市町村は「創生総合戦略」を定めることとなっている。

この2つの大きな計画は、27年度で並行しての策定業務となるが、2つの計画が整合性のある、真に住民の福祉の向上につながるよう、強く望む。

今後とも、財政計画については、後年度負担を十分視野に入れた計画とされたい。

空き家対策については、特別措置法に基づく運用指針が示された後は、町においても、関係部局が連携して、早期に適切な措置を講じられたい。

道路整備に当たっては、歩行者や自転車の安全にも配慮するとともに、関係機関、関係部署とも連携し、交通安全意識の醸成を諮られたい。

以上です。ありがとうございました。

○議長（中井元信君） ただいま予算特別委員会委員長より報告がありましたが、本件につきましては、18名全員による予算特別委員会において審査していただき、内容は御理解のことと思います。よって、質疑を省略し、直ちに1議案ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議ないようでございます。よって、1議案ずつ討論、採決を行います。

また、採決の場合、現在の出席議員18名で、その間、議員数は変わらないことと思いますので、この際、定足数の確認も省略しながら採決を進めていくこととさせていただきます。

それでは、参ります。

ただいまの出席議員18名で、採決に加わる者17名でございます。

お諮りします。

日程第2、第15号議案、府中町特別職の職員で常勤のものの給料の額の特例に関

する条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井元信君） なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（中井元信君） 全会一致でございます。よって、日程第２、第１５号議案、府中町特別職の職員で常勤のものの給料の額の特例に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

日程第３、第２１号議案、府中町介護保険条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井元信君） なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（中井元信君） 全会一致でございます。よって、日程第３、第２１号議案、府中町介護保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

日程第４、第２４号議案、府中町道路占用料徴収条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井元信君） なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（中井元信君） 全会一致でございます。よって、日程第４、第２４号議案、府中町道路占用料徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決決定をい

たしました。

次に参ります。

日程第５、第５号議案、平成２７年度府中町一般会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中井元信君） 全会一致でございます。よって、日程第５、第５号議案、平成２７年度府中町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

日程第６、第６号議案、平成２７年度府中町土地取得特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中井元信君） 全会一致でございます。よって、日程第６、第６号議案、平成２７年度府中町土地取得特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

日程第７、第７号議案、平成２７年度府中町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中井元信君） 全会一致でございます。よって、日程第7、第7号議案、平成27年度府中町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

日程第8、第8号議案、平成27年度府中町下水道事業特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中井元信君） 全会一致でございます。よって、日程第8、第8号議案、平成27年度府中町下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

日程第9、第9号議案、平成27年度府中町介護保険特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中井元信君） 全会一致でございます。よって、日程第9、第9号議案、平成27年度府中町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

日程第10、第10号議案、平成27年度府中町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中井元信君） 全会一致でございます。よって、日程第１０、第１０号議案、平成２７年度府中町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

ここで平成２７年度予算特別委員会に付託された案件は全て終わったわけでございます。したがって、平成２７年度予算特別委員会を解散いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議ないようでございます。よって、平成２７年度予算特別委員会を解散いたします。

（予算特別委員会解散）

○議長（中井元信君） ここで正・副委員長に御挨拶をお願いいたします。

まず、委員長からお願いをいたします。

１４番岩竹委員長。

○１４番（岩竹博明君） 予算特別委員会が絶大なる議員の皆様の御協力により、スムーズに終わることができました。本当にありがとうございました。

予算執行に当たりましては、議員から出されました意見を参考にし、また費用対効果を十分頭に入れて予算執行に当たっていただきたいと思います。重ねてお礼を申し上げて、委員長の任務を終えたいと思います。本当にありがとうございました。

（拍手）

○議長（中井元信君） 続いて、副委員長、お願いします。

８番西副委員長。

○８番（西 友幸君） 今回、大分議題があったんですが、委員長もよく、皆様方もよく御理解いただき、何とか無事にやっていくことができました。どうもありがとうございました。

（拍手）

~~~~~○~~~~~

(休憩 午前 1 0 時 1 6 分)

○副議長（繁政秀子君） 議長を交代いたしました。休憩中の議會を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

一般質問は、慣例に従って、総務文教から順を追って、通告順に行います。

12番木田議員。

質問させていただきます。道徳の教育の推進についてという質問でございます。

府中町では、昨年度「主体的に学ぶ児童・生徒の育成一心に響く道徳授業の充実を通してー」をテーマに道徳教育実践研究事業に取り組まれ、創意工夫を生かした道徳教育を推進しておられると聞いております。

これからの小・中学校における道徳教育の取り組みについては、学社融合の視点からも、子供の人格の基礎を形成する家庭や学校を取り巻く地域との連携は、必要不可欠と考えますが、教育委員会の考えをお伺いいたします。

– 10 –

携の最も進んだ形態と見るができるというふうにあります。

先般、川崎で悲惨な中１児童の殺害事件とかありまして、この件でスクールソーシャルワーカーを質問させてもらおうと思ってたんですけど、梶川議員さんが、その件の質問をされるみたいなので、ここはさらっとだけにしたいと思うんですが、今現在、私は１，４６６名おられるとお聞きしてるんですが、それで、これちょっとこれ古いデータと思うんですけど、合ってるのかなのか。

現在、全国で小・中学校３万１，４０９校で、ある専門家は１万人ぐらいのそういうスクールソーシャルワーカーが必要じゃないかと、なかなかふえない理由の一つが、やっぱり費用の問題等もあるようにお聞きしております。

その件は、梶川議員のほうが多分質問されてるんだらうと思うんで、人数とか現在の状況をさらっとでいいんで、よろしく願いいたします。

○副議長（繁政秀子君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（金藤賢二君） おはようございます。教育部長です。１２番木田議員御質問の道徳教育の推進についてを答弁させていただきます。

道徳教育は、豊かな心を持ち、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動です。社会の変化に主体的に対応して、生きることができる人間を育成する上で重要な役割を持っています。学校においては、道徳の時間をかなめとして、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うものであります。道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて児童・生徒の発達の段階を考慮し、適切に指導していくことが重要と考えております。

さて、本町における道徳教育の推進につきましては、第１に、町内小・中学校の道徳教育の充実を目的として、平成１８年度から府中町道徳教育推進協議会を設置しております。授業研究も含め、年４回協議会を開き、学校や地域の実態に応じて児童・生徒の心に響く道徳教育を推進するための研究研修を行い、各校の道徳教育推進教諭の機能化を図っております。

第２として、昨年度から府中中学校区で道徳教育の改善充実総合対策事業の県指定を受け、校区内の小・中学校４校が連携して道徳教育の充実に努めております。小・中９年間で育てたい姿を明確にし、発達の段階に応じた指導の工夫について研究、実

践しております。

さて、道徳教育の推進に当たっては、学校内にとどまらず、家庭、地域社会との連携が必要不可欠であります。保護者、地域の道徳教育を普及するために、各校では各学年が道徳の時間を保護者や地域の皆様に見ていただく道徳参観日を実施しております。参観後は懇談会を行い、学校の道徳教育の取り組みを説明し、保護者や地域の皆様の意見を伺う会を設置しております。

また、今年度からは学校で使用している「私たちの道徳」を家庭に持ち帰り、低学年では保護者に見てもらいながら、記入したりすることもあります。教育委員会としても家庭との連携について、一層の充実を図るよう指導しているところであります。

また、児童・生徒が学んだことを行動に移していく活動として、小学校児童会、中学校生徒会の代表が児童・生徒会議を行い、町内クリーンキャンペーン等の企画運営を行っております。この活動には、保護者や地域の皆様から多くの御協力を得ております。体験活動を通して、中学生は小学生から頼りにされたり、地域の皆様から、頑張ってるねと声をかけてもらったりすることも多く、児童・生徒の自己肯定観や感謝の心の育成につながっております。

子供たちの道徳性の高まりとして、実生活においてもさまざまな姿にあらわれてることが、地域の住民から声として聞かれております。例えば、車椅子のお年寄りを中学生が助けたり、小学生がみずから進んで公園付近のごみなどを拾っております。このように、よい行いが多く聞かれるようになっております。児童・生徒が学校で学んだことを生活の場においても行動で示していることは、地域の大人たちが評価して返して下さることが、児童・生徒の道徳性をさらに高めていくことにつながっていると思います。

次に、家庭教育についてですが、教育基本法では、父母その他の保護者はこの教育について第一義的に責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする期待されております。子供の教育、つまり家庭教育は、第一義的には保護者が責任を有するものと考えております。

そこで、社会教育においては、家庭教育を支援するため、さまざまな事業を実施しております。その中で親の力を学び合う学習プログラムを活用した講座では、家庭において子供の道徳性を養い、豊かな成長を促すプログラムを実施しております。

例えば、就学前児童を持つ親にはしつけをテーマにしたり、思春期の子供の親には子供の自立を促す親のかかわり方を考えることを通して、子供の道徳性の発展について考えることにもつながっております。

先ほどスクールソーシャルワーカーのことをちょっと質問されたと思います。全国におきましては、今年度で1,466人、来年度につきましては、国の要望でいきますと、4,141人ほどの増員になるとはお聞きしております。今後とも学校、家庭、地域が連携して子供たちが豊かな心を持ち、人としての生き方を自覚し、道徳性を育む環境の充実に努めていく所存であります。

答弁としては以上であります。

○副議長（繁政秀子君） 2回目の質問ございますか。

12番木田議員。

○12番（木田圭司君） ありがとうございます。当然悪いことばかりじゃなくて、いろいろなこともあると思いますし、やられておる部分もあると思います。もっと積極的に地域に出ていくような活動をふやせたらと、学校は先生おられます、一生懸命やられていますし、教育委員会もやられていると思いますけど、家庭に帰って地域の一員になったときに、やっぱり家庭の中になかなか先生が入り込むいうのも難しい問題もあると思います。

先ほどのスクールソーシャルワーカーに限らず、この府中町にもたくさんいろんな経験を持たれたり、いろんな資格も持っておられる先輩方もたくさんおられると思いますので、そういう人たちの力をおかりして、家庭のほうはやっぱり地域として、やっぱり先生の仕事もたくさんありますし、なかなか家庭の中いうのは微妙な問題もあって、非常に難しい問題だろうと思うんですけど、私は小・中学生を含む、その親も一緒に教育できる何かないのかなと、その親の世代の人たち、府中町にたくさん優秀な人たちがおられると思いますので、そういう力をぜひ活用していただきたいと思います。

その中で、3月5日の中国新聞に中学生男女5人逮捕、ハボタンや街灯損壊疑いということで、安芸郡の中学生も逮捕されたという記事が出ております。これは平和記念公園のすぐそばにある花壇でそういうことをして、その後、街灯等をコンクリート片を投げつけて壊したという記事が出ておりまして、この平和都市広島で平和公園の、これちょっと私は場所をはっきりわからないんですけど、新聞には平和記念公園のそ

ばにある花壇となっておりますが、全国から平和学習に来る場所であります。海外からもやっぱり広島に来て行かれるところといえば、宮島もございますが、原爆ドーム、平和記念公園、こういう平和都市広島の子供がこういう場所でそういうことをするというのは、もう大変ちょっとどうなかと、どういう教育を受けとるのかというのを非常に危惧しております。その辺で何か考えなり思いがあれば、よろしくお願いします。

○副議長（繁政秀子君） 答弁。

教育次長。

○教育次長（野津田隆利君） 御指摘の件を含めまして、いわゆる児童・生徒への生徒指導につきましては、学校は学校なりに生徒指導担当であるとか、担任等を中心に子供に裏切られながら、もがきながら、粘り強く対応させてもらっているところですよ。

御指摘のように、なかなか家庭教育には踏み込めない部分もありますが、場合によっては、教員が家庭教育にも踏み込んで親に対する指導的な助言といいますか、ところまで踏み込まざるを得ない状況もあります。地域の力をもっとおかりしてという御指摘です。そのためには、まず学校がもっともっとオープンにして、地域へ情報提供なりして、地域からの御理解をいただいた上で協力関係を築くべきであろうというふうに、教育委員会としても思っております。貴重な御意見でありますので、教育委員会としても学校を全面的に支援して、さらにオープン化するようには指導していきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（繁政秀子君） 3回目の質問。

12番木田議員。

○12番（木田圭司君） 大変難しい問題で、これ以上答えようはないと思うんですけど、先ほど言いましたように、学校のほうは大分開放されて、いろんな方が出入りされていると思います。もう一步、今職場体験とかいろんな形で数日間子供たちが出る場面はあるんですけど、もっとそういう場をふやして、いろんな機会、以前もある議員さんが消防訓練なんかに小学生とか中学生も呼んだほうがええんじゃないかというような意見もございましたが、そういうのをちょっと検討していただいて、やっぱり地域の中で自分たちが認識されとると、やっぱり私もそうでしたけど、知り合いの前では余り悪いことできずに、ちょっとやめとこうかなとか、ええ子にしとこうかな

とかいう、人間心理として多少はそういうのもあると思いますので、やっぱりどんどん出ていくことも必要じゃないのかなというふうに思っておりますので、一遍に言うたら難しいとは思いますが、そういうことで地域の一員として認められるように、家庭がなかなか自分の子供をちゃんと教育もできない、育てられないという状況もあるんだろうと思います。それを学校にというのはもう絶対無理なんで、やっぱりいろんな、まあ繰り返しですけど、先輩方のお力とか、いろんなかかわりを持ってられる方おられますので、府中町にもたくさんおられると私は思ってます、府中町以外も含めてですね。今、スマホとかでもすぐ情報がつながって、例えば私の車なんかも、家もそうですけど、車の番号まで全部子供ら知っとるような状況なんで、もうすぐそういう情報はばっと広がりますよね。

それはそれでこういう時代なんで、しょうがないんでしょうけど、川崎の事件もそうですけど、あれだけ一生懸命連絡を取ったけど、なかなかやっぱり会えなかったという、だろと思うんですけど、やっぱり直接会って、相手の顔を見て話すると、基本だろと思うんですけど、電話とかLINEとかメール、確かに便利でいいんだろうと思いますけど、やっぱりそういう場もつくれるような環境整備を、先生方は大変だと思うんですけど、まあ繰り返しですけど、そういう地域の力もおかりして、やっぱり顔と顔を見ていろんなことをやっていくような形をとれるように、と思うておりますので、よろしくお願いします。これは要望で。

以上です。

○副議長（繁政秀子君） よろしくお願ひいたします。

以上で、第1項、道徳教育の推進について、12番木田議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第2項、スクールソーシャルワーカーの活用はについて、17番梶川議員の質問を行います。

17番梶川議員。

○17番（梶川三樹夫君） 前任者とちょっとかぶってるところもあると思いますが、スクールソーシャルワーカーというものに焦点を当てて質問したいと思います。

このスクールソーシャルワーカーという言葉、これを調べますと、地域で起きたいじめ、暴力、不登校、虐待などに関して、いろいろな関連機関との仲介役となる子供や保護者の支援をする人のことだそうです。先ほども数が出ましたが、全国に1,466人おられて、先ほどの情報だと、新年度には4,000人以上に増員する

計画があるそうです。つまり、点の情報、個々に持っている情報を関連しながら、連携しながら、面として解決をしていく役割を持っているのが、このスクールソーシャルワーカーというふうに聞いております。元教員の方や社会福祉士の人が多いというふうに書かれておりました。それでは、質問いたします。

先月、川崎市の多摩川河川敷で中学1年の男子が遺体で見つかった事件で、現在少年3人が殺人容疑で逮捕され取り調べを受けております。この事件の約2週間前、川崎区内の小、中、高校や市教委、警察署の担当者の会合で、この男子のケースは「最近、登校できなくなった子がいる」と報告されていました。また、学校は、家庭訪問や母親への連絡を繰り返しましたが、本人と接触できず、一度は連絡がついたものの、不登校の理由はわからなかったということです。

今回のような事件が起きないように、子供の深刻な悩みを救いとれる体制の確立が必要と思われます。その方策の一つとして、学校と児童相談所、福祉事務所などが連携し、いじめや不登校、暴力行為などの問題を抱えた子供の支援を行うスクールソーシャルワーカーの活用について、教育委員会の考えを聞きたいと思います。

要求資料として、府中町内小・中学校の不登校の児童・生徒数も出していただいております。3年分が出ておりますが、私も先ほど見ていて非常に、学力は全国一の福井県の平均以上の学力を持ってるんだというふうに聞いておりますが、こういう不登校においては、少し平均よりも高いんだなということをこの表を見て感じております。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（繁政秀子君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（金藤賢二君） 17番梶川議員御質問のスクールソーシャルワーカーの活用は、について答弁させていただきます。

川崎市において過日発生した中学1年生殺人事件のような事案から、本町において児童・生徒の実態を把握するとともに、学校の体制がどのようになっているかの確認が必要であると考えております。

そこで、町教育委員会では、学校において7日間以上連続して連絡が取れず、生命または身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれる者について、3月3日付で町内の小・中学校に通知し、直ちに確認したところであります。本町の小・中学校においては、該当者はいませんでした。

不登校を初め児童・生徒が引き起こす生徒指導上の問題行動の原因や背景はさまざまであり、学校のみならず、家庭、地域、関係機関の連携のもと指導を行うことが大切だと考えております。

不登校への対応としては、2つの視点で取り組んでおります。

1つ目の視点は、不登校児童・生徒の学校復帰を目指した指導と支援です。現在、学校へ登校できない児童・生徒の居場所として、くすのきプラザに適応指導教室、たんぽぽの部屋を開設しており、青少年教育相談員3名が児童・生徒に生活や学習の指導、支援を行っております。

また、両中学校には、学校までは登校できても教室へ入ることができない生徒に対し、校内の適応指導教室を設置し、生徒が学習できる場としております。そこでは教育相談担当の教員や、町費の非常勤講師により生活や学習の指導、支援を行い、少しずつ友達の交流の場を持たせながら、教室への復帰を促しております。

2つ目の視点は、未然防止の観点から、児童・生徒の豊かに心を育てる道德教育の充実に努めております。児童・生徒が主体的に取り組み、かかわり合う体験活動により、自分が役に立っているという思いや、周りの人に認められてると感じることで自己肯定観の高まりも見られております。また、生徒指導体制の確立により、登校渋り等の気がかりな児童・生徒の早目の対応により、不登校を未然に防止することにつながっております。

しかしながら、登校意欲を失ったり問題行動を繰り返す児童・生徒の中には、生活環境や家庭環境に課題を抱えている場合があります。個別の指導や保護者への対応を行う中、特に家庭環境、生活環境については、専門的な見地からの指導、助言が不可欠であると感じております。

現在、ソーシャルワーカーの配置はないものの、町嘱託員の青少年教育相談員、県教委の事業であるスクールカウンセラー等によって、教育相談活動を行うとともに、警察や子供家庭センター等、関係機関との連携による個別ケースを行っております。それぞれの立場から児童・生徒、保護者、それぞれの対応を続けているところです。

ソーシャルワーカーは、平成27年度から県の新規事業として配置される予定であり、町教委としても2つの中学校配置を県に要望しているところであります。学校にスクールソーシャルワーカーを配置することで、経済状況、生活環境に課題のある児童・生徒の家庭へ支援を行うことができるようになっております。スクールソーシャ

ルワーカーが学校、家庭、地域と連携して協力するためのかなめとして機能していくことを期待しているところであります。

答弁は以上であります。

○副議長（繁政秀子君） 2 回目の質問。

1 7 番梶川議員。

○1 7 番（梶川三樹夫君） 今、スクールソーシャルワーカー、広島県ではまだまだこれからの体制だと思うんですが、何か新年度から配備されるという答弁でしたよね。要望されてるということですね。このスクールソーシャルワーカーというものがどのように機能していくのかっていうのは、私もまだ未知数のところがあるんだと思いますが、やはりいろんな機関との連携というのは必要だと思いますので、ぜひこれを有効に活用できるようにしていただきたいと思います。

ただ、ちょっと懸念しているのが、川崎市でもスクールソーシャルワーカーが7 行政区に各1 人配置されてたということを聞いておりますし、進んでるところは、進んでるというか、これをたくさん取り入れたところは福岡市のように各学校に1 人ずつ配置されてるということも聞いております。これらが本当に有効に機能すれば、非常に大きな力になるんだろうということを思いますので、ぜひ検討を重ねていただきたいというふうに思います。

ちょっと2 回目の質問ですが、今回の川崎市の事件でもスマートフォンの無料通話アプリ、LINE を使って少年らと連絡を取っていた実態が浮かんできております。スマートフォンの普及で子供同士のやりとりが周囲の目に触れにくくなっていると思います。スマートフォンの取り扱いについて、子供たちに、また保護者に対し研修は行われているか、この実態について質問をいたします。よろしくお願いします。

○副議長（繁政秀子君） 答弁。

教育次長。

○教育次長（野津田隆利君） 第2 問のスマートフォン等の使用制限等に係る研修ということですが、携帯電話等の急速な普及に伴いまして、無料通話アプリやSNS、ソーシャルネットワーキングサービス、オンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等により、高い利便性が得られる一方で、長時間利用による生活習慣の乱れであるとか、不適切な理由によりまして、児童・生徒の犯罪被害、いじめやプライバシー上の問題等につながるケースも見られます。最近では、コミュニケーションアプリが

普及しまして、その閉鎖性の高さからネット上でのいじめの発見が難しくなるなど、さらなる問題も発生しております。

このようなことから、平成20年度に県内の教育長会、校長会、PTA団体の代表で構成される携帯電話等に係る啓発活動推進会議において、携帯電話の問題から子供を守ろう運動が全県一斉展開されております。保護者に対しましては、4つの提案がなされているところです。

内容ですが、1番目に、学校には携帯電話を持ち込まない。2番目に、家庭では保護者が子供の携帯電話に責任を持つ。3番目に、家庭では我が家の携帯ルールをつくる。4番目に、学校では発達段階に応じた情報モラル教育を徹底するが上げられております。

この運動が実効性のある取り組みになるよう携帯電話等が本当に必要かどうか、いま一度家庭で十分話し合うことや、携帯電話を持つ場合には、家庭おける使用ルール、例えば夜9時以降は使用しないとか、そういったルールをつくることを保護者へ働きかけを行うことが必要としております。本町教育委員会におきましても、これと連携し、児童・生徒を指導しているところであります。

その他、学校教育におきましては、児童・生徒に対しては長期休業前の指導であるとか、広島東警察署によるサイバー犯罪防止教室の開催等を行っております。

また、保護者に対しては、学年初めでの学校説明会での啓発あるいは道徳参観日の授業を情報モラルについて考える時間としまして、保護者にも一緒に考えてもらうなど、工夫して取り組んでいるところであります。

また、社会教育におきましては、町内PTA連絡協議会と教育委員会の共催で毎年家庭教育フォーラムを開催しております。今年度におきましては、保護者からの関心が高かった携帯電話の使用についてをテーマに研修会を開催したところです。テーマは、「これからのネット社会、自分の身は自分で守ろう」というテーマでございました。現在のネット社会の問題点の指摘であるとか、保護者と子供とのルールづくりの必要性が説かれました。また、同日は家族でできる情報モラルのしつけについて一緒に考える研修も行われ、大変好評でありました。今後とも学校、社会教育、家庭が連携して継続に取り組んでいる必要があると思っております。

答弁は以上です。

○副議長（繁政秀子君） 3回目の質問。

17番梶川議員。

○17番（梶川三樹夫君） 子供たちがトラブルに巻き込まれないようにするには、学校や家庭、警察、その地域、いろんな情報交換を密にすることが欠かせないと思っています。より連携が取れる十分な体制をとっていただきたいと思います。

最後に、福祉保健部にちょっと聞きたいんですが、平成24年10月、府中町内の小学校5年生の女の子が母親による虐待死事件がありました。それで、児童相談所、福祉事務所との自治体間を越える連携というものがそのときにちょっと問題になったわけですが、その後、きめ細やかな引き継ぎがされるようになったのかどうか、その反省を踏まえて、その後の対応をちょっと聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（繁政秀子君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山西仁子君） 先ほどのお話のように、平成24年10月に当町在住の11歳の女兒が実母の暴行により死亡するという痛ましい事件が起きました。このような悲しい事件が二度と起きないように、広島県の児童死亡事案検証委員会の改善提言に沿って、今さまざまな取り組みをしております。その後、専任職員を配置し、研修等積極的に参加し、担当職員の資質の向上に取り組むとともに、当町独自の府中町児童虐待対応マニュアルを整備いたしました。

特に、事件の教訓として先ほどからお話があります関係機関との連携、情報伝達の共有の強化については、広島県の検証委員会でも大きな問題として取り上げられており、マニュアルの中でも関係機関の役割、協力体制について明確に位置づけをし、連携の強化を図るようにしております。

気になるお子さんについては、保育所、小学校、中学校、教育委員会等としっかり情報を共有し、連携を取りながら、関係機関によるケース検討会議を随時開催しております。ケース、ケースに合った対応ができるようにしております。

また、今年度から福祉事務所設置により、虐待専任職員が家庭児童相談員の役割も担っておりまして、より細やかに家庭、児童、養育の相談に対応することもできるようになりました。

先ほどお話が出ている不登校については、家庭環境に原因があることも多々あります。家庭環境に原因があり、学校に行くことができないようなケースについては、し

っかりと学校、教育委員会と連携を取りながら、こちらの子育て支援課も安否確認、行政サービスの案内等を一緒に対応しているところがございます。

今後もさまざまなケースが出てくるとはと思いますが、二度と悲しい事件が起きないように、課内の情報共有とともに、関係機関と連携、共有しながら、しっかりと対応していけるよう日々業務に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（繁政秀子君） 以上で、第2項、スクールソーシャルワーカーの活用はについて、17番梶川議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第3項、府中町の将来像を聞くについて、15番加島議員の質問を行います。

15番加島議員。

○15番（加島久行君） 府中町の将来像につきまして質問をさせていただきたいと、このように思います。

平成27年度の町長の施政方針の中で、内容等につきましても、私の一般質問の項目と中身がかなり重なっている面が多々ございます。よって、施政方針でかなり町長の見解はお伺いをいたしておりますので、それはそれなりに理解をいたしておりますので、その点をよろしく願いをしたいと、このように思います。そういったことで、いろいろな観点から私の思いを申しながら質問をさせていただきたいと、このように思っております。

あしたの3月14日ですか、北陸新幹線が開業されて、富山県、石川県は、地域特徴を生かしながら、創生戦略というものを最大に努力しながら、これからも発展をされるんじゃないのかなと、これを期待をいたしておるわけですが、それに加えて、予算委員長のほうからきょう審査過程における意見の中で、5号議案の中だったかな、要するに、国が示しておる創生総合戦略等含めて、それが住民の福祉につながるように望みたいと、そして財政計画もそこらあたりも視野を入れながら、今後計画を十分にさせていただきたいという、これが委員長の報告の趣旨だったと、このように理解をいたしております。まさにそのとおりであります。そのことをやはり頭に入れながら、第3次総合計画も平成27年度で一応の区切りが結びつくわけですが、これから第4次基本構想をつくっていくわけですが。

町長にここでお尋ねしときたいんですが、平成27年度を含めて予算は通ったわけ

ですから、要するに、3次総の町長が描いておったまちづくりの達成感といいますか、そういったものがどういうふうに分析をされておりますか。それには私も十分承知をしておりますが、民営化の推進とか、事業の効率化も図ってきましたね。事業の見直しもやってきた。そして、補助金をもらえるものとはとにかく一生懸命いただいてきたと、交付金もそうですね、努力していただいてきたと。そういったことの財源はやはりしっかりと確保しながら、3次総のまちづくりをやってきたと、努力されたと、私はそのように理解をしとるんですよ。よって、そういうことで、私は達成感は100%は言いにくい面も多々ありますが、できてない、まだまだ課題も残つとるわけですから、だから、私としては大体9割方は達成を、町長しとるんやないんかなというように認識をいたしておりますが、そこらあたりの町長の分析をしている見解をお聞きをしておきたいと、このように思います。

なぜそれを言いますかといいますと、これからの総合計画をつくるにおいて、将来のまちづくり構想を策定されると思いますが、要するに、3次総の計画の評価と課題、新たに発生した課題、こういったものをやはり整理をして、そしてそれをもとにして府中町の将来像、まちづくり構想をつくっていく、私はこれが基本だと思うんよね。だから、そういうふうなことで今申し上げておるんで、第4次総の計画のテーマ、目標、施策の根幹について、やはり町長今後どのように示そうと思っておられるのか、どのようなテーマで策定をしていこうとされておるのか、今の段階でお聞きをしておきたいと、このように思います。

それから、質問の趣旨にも書いておりますが、私はより住みやすく、安心して暮らせる利便性の高い元気なまちをつくっていく、これを願っておるわけですが、この思いを基本に私は質問をしておるということを御理解をしていただきたい、このように思います。その私の基本理念に沿って、質問の趣旨に入っていくわけですが、適正な人口増と財政の健全化及び単独市制移行、この問題について町長の見解をお聞きしておきたい、このように思います。

やっぱり単独市制の移行に備えて、あらゆるそういった人口、財政の健全化には最大の努力をする必要がある。やはりここをしっかりとしないと、市制の移行というのはより難しくなるように思っておりますので、そこらあたりの見解をお聞きしておきたいと、このように思います。

それから、商工業の発展と雇用の促進なんですが、何といいましても、府中町はマ

ツダ株式会社を初め、工業の町であったわけですね。協力工場がだんだん、だんだんこの府中町から消えていって、いろいろな福富町とかいろいろ白木町とか、いろんなところへ工場が移転をしていったわけですが、何といたしまして、やはりマツダ株式会社の企業、それから商業でいいますとイオン、ここらあたりが府中町にとってこれから支えて、財源の問題も含めて頼りにする２つの要素があると、このように思っているわけですが、やはり雇用というものをしっかりと行政のやはりできる範囲内で可能な限り促進をしていく、このことが地方自治の力量を試されておると、これが第４次総に絡んでくるよ、このように考えております。そういったことを含めて、この商工業の発展と雇用促進について、町長の見解をお聞きしておきたいと、このように思います。

それから、地域創生に伴う知恵と発想の転換ですが、これはやはり今さっきも若干申し上げましたが、政府におかれまして、地域創生で７４億円でしたか、それから自発的に取り組む交付金等が１，７００億円だったというように思うんですが、そういうふうなことで、地域創生に伴うやはり各市町村の力量が試されておる、私はそのように思っております。そういったことで、この点について答弁をお願いしたいと、このように思っております。これは４次総にもありましたので、このぐらいにしたいと思います。

それから、公有林を含めた山林の整備活用なんですが、これは１つ府中町の現状を見てみますと、南北を結ぶ幹線については、県道を含めてかなりの整備が促進がされておりますが、あれは東京都だったと思うんですが、オリンピックに向けて環状線をつくって、２本か３本環状線をつくって交通の安全と時間の短縮に努力していくように、東京都もオリンピックに向けてそういったことをやっとするわけですが、私ども府中町の中においても、やはり山林火災とか、それから土石流とか、水害とか、そして生活利便性、それから人命救助、いろいろなことでやはり環状線の整備というものを４次総の中で何らかの形で検討する、これが将来の若者、子供たち、今から生まれてくる子供たち、そのためにもこれは私は必要な環状線が要るんじゃないのかなと、このように思っております。

要は、水分峠からずっと東側のほうをかって、要するに北から南、そして広島の高田線、そして２号線、いろいろな高速道路、いろんなところに私は結ばれるんじゃないのかなと、このように思っているわけですが、そういったことを含めて、長尾山とか、

小太郎山、それから水分峡とか、そこらあたりのやはり道路調査、研究を私は進める必要があるんじゃないかなと。要するに、新しい道路をどういうふうに設置するかという、その道路を促進するための調査研究というのが私は要るんじゃないかなと。若干予算がこのたびも載っておりますが、そこらあたりを含めて、公有林を含めた山林の整備ということで御答弁をお願いをしたいと、このよう思います。

それから、自然と文化を生かしたふるさとづくり、私ども府中町には国宝があるわけではないし、いろいろなそういうふうなものはないわけですが、やはり県が注目しておる史跡というのは府中町にはある。これはもう町長もよく言われますが、これはもう出張城跡とか、それから下岡田遺跡とか、これは県が注目しておる史跡なんです。

それから、県が指定しておる有形文化財というのが府中町にはあるんですが、これはもう多家神社、道隆寺、田所文書、こういうふうなものがあるわけですが、そこらあたりも含めて、やはり府中町に住んで、府中ってどんな町、どういう印象が残ってる、ように聞かれたときに、府中にはこういうものが印象に残っておるというそういう思い出の残るような、そういったまちづくりをやっぱりこういう史跡を生かしてまちづくりをする必要があるんじゃないかなと、それはもう出張城の跡には、あそこへ桜でもばあっと植えて、桜の花が、出張城が2つあるんですね。そこへ桜がばあっと咲いてる。それでその向こう側には黄金山が桜が咲いとる。黄金山というのは、もともとは瀬戸内海の島なんですね。あれは島だ。要するに、だからこっち側が本家なんです、陸につながっておるわけ。そういうことがあるんですが、そういったことを含めて、要するに民間の協力を得ながら、やはり御相談もしながら、そういった自然と文化を生かしたふるさとづくり、これは水分峡もいろいろなことを言いましたが、そういうふうなことも含めて検討する、4次総の中では重要な項目になるんじゃないかなと、このように思っております。

それから、子供たちが遊ぶ若者のまち、高齢者の社会参加と生きがいと、こう書いてるんですが、これはやはり遊ぶ場の多い自治体には健全な元気な子が育つというてよく言われております。遊ぶところの少ないところは、なかなかこれ被災地等もあるんですが、残念ながらそういうふうなところは体力が低下しておるというこれも報告があるわけですが、そういった遊ぶ場というものを頭に入れながら、そして高齢者の生きがいというか、社会参加というものをやはり組み入れながらまちづくりをする必要

があるんじゃないのかな、それにはやはり府中町が持っておりますいろいろな財産、ここらあたりをやはり活用しながら、4次総の中で将来展望に立った施策というものをぜひ考えていただきたいのと、まちづくりを進める一つの根幹として、私はそこらあたりも考えていただきたいと、このように思っております。

それから、何事もまちづくりをする上においては、やはり一番大事なことは、町民との信頼と安心感なんですね。やはり町長は非常に町民から信頼をされております。それで、和多利町長がすることは安心してやはり見ておられるんじゃないんですか。私は今までずっと和多利町長を見てきておりますが、そのように私はいろいろな方からお話を聞いたり、そういう認識をいたしておりますが、そういったことをやはりこれからあらゆる面でそういったことも含めて、やはり人間性豊かなまちづくりというものを私は考える必要がある。4次総には特にそこらあたりをひとつ町長、心にとめていただいて、すばらしい4次総になることをお願いをしたいと、そういったことを含めて、町長の目標と手法、考え方をお願いをしたい。

以上でございます。よろしく答弁のほどお願いいたします。

○副議長（繁政秀子君） 答弁。

町長。

○町長（和多利義之君） 15番加島議員さんの質問であります。概しては、府中町の将来像を聞きたいと、こういうことでございますので、お答えをさせていただきますが、質問状には箇条書きで書いてあるんですけれども、質問者もおっしゃってられましたように、施政方針でも御質問があつて、半分ぐらいダブっとるんじゃないかなというような気がしますので、総論でまとめたので、そのようにお答えをさせていただいたらなど、こういうことで御理解をいただきたいと、このように思います。

質問状の前に、やはり第3次総の話がございまして、どのぐらい進捗したんかというようなことで、どういふように思いかというような質問がありましたんですが、まさにおっしゃってられるとおり、90%を超えとる。おおむね今の考え方は変わらない。90%、まだ1年ありますから、それが今90%、あと3%ぐらい行ったりするかもわかりませんが、最終的にまだデータを見ておりませんので、そのぐらいが例会のあれで位置づけができるかなと、こういうことがございましたので、申し上げておきたいと、このように思います。

それでは、本題に入りますが、基本的には安全・安心がもちろんのこと、今日の大

きな社会変化として、少子・高齢化に伴う人口減や、都市再生の醸成にいかに対処していくのかということと、おっしゃっておられる市制移行を見据えた行政サービスの充実、また広域行政の中で町の存在感をいかに高め、何を果たしていくのかということが大切であると、これらが最近新たな今日に課せられた課題でもなかろうかと、このように思っております。

安全・安心のまちづくりにつきましては、既存の公共施設の延命化計画のもとに、年次的に橋梁あるいは地区センター、上下水道、かなりの年月がたっておりますので、これらの公共施設の整備をすることといたしておるということでございます。

人口減や都市再生については、今進めている街路、連立及び区画整理、学校の耐震改修、改築を中心に、補助街路、あるいは仮称でございますけれども、今回2年にわたるんですけども、初年度に（仮称）本町住宅、北部総合福祉施設の整備をする。あるいは道路改良、公園の整備や、それから第6期介護保険計画施設、広域行政受け入れ施設などの公共用地の確保などの都市施設の拡充を進めてまいり、さらに雇用とかいろんな話がありました。商、工、住のバランスのまち、道路あたりをやりますと、都市計画の用途地域を見直しをする等で、企業の営業所とか支社とか、こういうものを誘致できれば、そうすれば独自の雇用の創出ということにもつながっていくと、ということで、そのようにしていきたいと、このように思っておるところでございます。

また、子育て支援、婚活、交通、教育、環境、産業振興等の施策も進めて、活力のある安心・安全に暮らせるまちづくりこそが、人口減対策であり、都市再生の対策として考えておるということでございます。

また、平成27年度は28年から始まる、仰せのとおり、第4次総合計画の策定の中、さまざまな計画を織り込み、誰がまちづくりを担当しても本流は変わらないものとして整備することに努力をいたしてまいりたいと、こういう抽象的ではありますが、思いを4次総の策定に向かっては考えておるということでございます。

問題は、財政ということになりますが、これまでの厳しい社会経済環境の中で、行財政改革や遊休地の活用、そして依存財源の獲得等で厳しい財政管理のもとに、ことごとく難局を切り抜けて今日を迎えてきたということでございますが、その間、いつかはよい時期が必ず来ると、こういう夢も持っておったということでございますが、御承知のように、ここに来て、国の大改革で先は明るい兆しが見えてきておりますの

で、何とかなっしてほしいと、こういうふうに今大きく願いを持っておるということでございます。恐らく一定の効果は間違いなくできてくると思っておるところでもございます。

この傾向を含め、主要３事業も逐一終了していく見通しも立ちますので、その後は起債も償還額以下になっていくと考えると、心配をされている財政健全化、おのずとになっていくというふうに、私はとしては考えておるということでございます。これからも十分行財政を分析しながら、当面、最大限積極的なまちづくりを進める、衰退をしない、衰退をしますと税収が大きく下がる可能性もあるということございまして、先行きの財政は心配を私はしてないと、その中で衰退をしない、本当にみんなが住んでみたいと言われるこの町を引き続き進めてまいりたいと、このように考えておるということでございます。

特に、ことしの２７年度予算も、これもそういうつもりで編成をしたということですが、本当に２１％も大きな予算を組んで、ひょっとしたら心配されるかというふうに、当初提案する前には私も考えた。いろいろ予算編成をする上において、やっぱり中・長期的には財政がどうなるんかいうことを心配しまして、十分チェックした、いうことございまして、私も就任して１５年になるんですが、実際には借金にはふやしてない。臨債とか事業を交付税で見てもらうものは、今回でも学校なんか３０億円近くあっても、３８億円ぐらいかあっても、実際には１４億円ぐらいは交付税で見てもらう。こんな有利な事業を重ねたために大きな予算になったということございまして、財政指標をその中で見てみると、長期的にはどうか、財政のことも心配されておりますから、ちょっとつけ加えよろんですけれども、実際には借金の構造を見ますと、一般会計は１００億円ぐらですよ、それと臨債と交付金で見てもらう起債が約９０億円ですね、それと下水が９０億円程度、総じて２７０あるんですが、先ほど言いますように、臨債とか交付税で見てもらう９０億円は、私は全く資産に入っていないということございまして、それと特徴的なのはやっぱり下水なんですね。これ使用料で起債の半数、資本費まで及ぶ償還ができる使用料をいただいておりますので、一般会計からすると抽象的なんです、大体一般会計の２分の１ぐらいの負担で済むということになっておると、十数年前、私が就任したところにさかのぼりましても、借金が下水なんかたくさんしたんですが、ふえてないということございまして、特にこの指数を見ますと、これが昔から一つも変わってない。世の中は変わった

んですから、変わらなきゃあいかんというのが本分だと思うんですが、ほいじゃあどこが指数が違うんかい。今回のこの公債費比率は問題ない。去年が13.2%ぐらい、こっちは分母が大きいなって11.2%ぐらいなる、下がると、指数が。

それと、やっぱり大きなのは経常収支比率、これは実際に今の国の計算式じゃったら、経常収支は予算時期としたら100%、決算をしたら97%ぐらいに下がるんですけども、ほいじゃあ高いじゃないかと、こうおっしゃるかもわかりませんが、何でほいじゃあまちづくりができとるんかということになります。実は、特交5億5,000万円、これが分母に入らん。都市計画税の3億8,000万円も入らん。これを換算したら、これ換算すべきなんです。そうしたら大体90%ぐらいになる、経常収支比率が。そういうふうなことを考えて、ひょっとしたらことしあたりは大手企業もたくさんいただけるかもわからんということを考えて、まだまだ計数は低くなると、楽しみにしとるということなんです。そこらを換算しますと、将来的にも向こう10年間の思いはどうかと言われますが、いろんな新たな事業も進めることは十分可能だという今の見解を持っておりまして、恐らく間違いないと思いますが、今後の行財政は全く私は心配しとらんと、心配しとるんですが、まだ顔を見るまでは心配しとるんですが、想定したら余り心配しとらん、こういうことでございまして、期待に沿うようないろんな第4次総へ織り込みをしながら、一層暮らしやすい利便なまちづくりができる可能性が今日考えられると、こういうことで、恐らくいい期待に沿った計画ができるんじゃないかというふうに思っておることを申し上げ、お答えにかなえたいと、このように思います。

以上でございます。

○副議長（繁政秀子君） 2回目の質問ありますか。

○15番（加島久行君） ありません。

○副議長（繁政秀子君） 以上で、第3項、府中町の将来像を聞くについて、15番加島議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第4項、揚倉山健康運動公園の活性化をについて、14番岩竹議員の質問を行います。

14番岩竹議員。

○14番（岩竹博明君） 14番岩竹です。揚倉山健康運動公園については、幾つか課題があるんですが、今回は天然芝から人工芝に切りかえてもらえないだろうかという

ことで質問をさせていただきます。

揚倉山健康運動公園の活性化をというテーマで、質問趣旨、今日の高齢化社会では何よりも町民が健康で生きがいのある生活を送るための健康づくりは大変大切であり、行政にとっても大きな課題でもあると思います。

その対策の一つとして、子供からお年寄りまでが参加できる生涯スポーツの推進による健康づくりの取り組みを、さらに充実させるための施設整備について伺います。

特に、生涯スポーツは、町民の運動能力向上や健康づくりには大変効果があり、今日多くの自治体で大きな行政課題となっている医療費問題削減についても、一定の効果が期待できると思われます。

そうした生涯スポーツのさらなる普及のための条件整備として、揚倉山健康運動公園の天然芝を人工芝に張りかえ、現在の養生期間中の使用期間を改善し、誰もが一年中使用できる施設とし、健康づくりの一環を担う施設として再整備をしていただきたいと思いますが、教育委員会の考えをお聞きします。

なお、今日ではイニシャルコストも低減化しているとお聞きしていますが、コスト面も含めてお考えを伺います。よろしくお願いします。

○副議長（繁政秀子君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（金藤賢二君） 14番岩竹議員の揚倉山運動公園の活性化をについて答弁させていただきます。

揚倉山運動公園は、平成8年に本県で開催された広島国体の成人サッカー会場としてオープンいたしました。その後、サッカーやグラウンドゴルフなど、子供からお年寄りまで楽しめ、利用できる生涯スポーツ施設で、町内外から多くの人に親しまれ活用されております。

このように、多世代でスポーツを楽しむことは、私たちの健康で文化的な社会生活の基盤づくりになるばかりか、地域コミュニティーの形成として一翼を担っていくものだと考えております。

さて、揚倉山運動公園多目的広場の天然芝を人工芝に張りかえて一年中使用できる施設に再整備を行ってはどうかということでございます。天然芝は四季を感じた見た目の美しさ、風合い、ふかふかの感触はこれにまさるものはなく、人工芝の品質が以前よりよくなったとはいえ、サッカーやラグビーなどのプレーする上で最もよい素材

であると言われております。

しかしながら、維持管理する上では、年間約90日の養生期間が必要であり、1日の稼働時間も芝のためには6時間以内がよいとされております。一方、人工芝は、悪天候以外は使用が可能となり、ほぼフル活動が可能となります。一部消耗の激しいゴールキーパー付近などは定期的に張りかえることが必要となりますが、それでもメンテナンス費用は10分の1程度に軽減されるところと聞いております。

次に、初期費用です。1面を人工芝にするには、既存の天然芝の撤去費用と張りかえ費用を合わせて約1億9,000万円程度かかると言われております。使用料収入も稼働率が上がるため、増加が予測できますが、どれだけの利用が見込めるかは現在のところは未知数でございます。

全国的にも人工芝への転換は、サッカー場、野球場、学校のグラウンドなどで行われていますが、まだ事例も少なく、今後人工芝の普及状況やそれに伴う施工単価の低減、品質の向上、またはフル活用した場合の利用者数、その見込み数など、他施設の情報収集し、研究してまいりたいと考えております。

答弁は以上であります。

○副議長（繁政秀子君） 2回目の質問。

14番岩竹議員。

○14番（岩竹博明君） 検討するという答弁でしたが、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。揚倉山健康運動公園の現在の天然芝の維持費、当初は3,000万円ぐらいかけてたと思うんですが、ここ数年は上段も下段も含めて、800万円なんですよね。費用を下げてるわけですね。そうしますと、3、4カ月養生しても、使用禁止期間なんですけど、養生期間が終わって再開して使いますよね、サッカーで1、2回やってしまうと、もうすぐはげてしまうんです、根が張ってないんですね。いうことで、本当にもったいないなと思います。

最近ではイニシャルコストも低減化していますし、人工芝に切りかえる費用、先ほどは現在の天然芝をはぐ費用も入れて1億9,000万円ぐらいかかるということなんですけど、天然芝の張りかえ、8,000万円から1億円です。1億円出しますと、排水設備も備えた立派な施設になるんです。品質も最近ではもう改良されていますから、10年間は持つということです。この近辺の自治体では廿日市市が人工芝に切りかえて、もう切りかえ済みなんです。

それから、府中町の青少年文化センター、ここは本年度改良された芝に張りかえるそうです。ということで、人工芝になるとランニングコスト、メンテナンス費用がほとんど要らなくなるということで、町民への利用度、頻度を上げて、受益者負担で収入増にもなるんじゃないかと思います。

そこで、理事者にお聞きしたいんですが、メンテナンス費用、これから検討じゃ言われたんですが、どのぐらいかかるか想定されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（繁政秀子君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（池口豊記君） 14番岩竹議員の御質問にお答えいたします。

まず、メンテナンス費用ですが、一般的なデータからの推計となりますので、御了承ください。人工芝の耐用年数は、一般に10年と言われております。ですから、10年間での比較をさせていただきました。この10年間の比較で、天然芝は約8,500万円、人工芝は約600万円となります。しかしながら、人工芝は耐用年数が10年ということなんで、10年後には全面的張りかえが必要と考えられます。その場合の費用が約1億2,000万円必要となります。

以上でございます。

○副議長（繁政秀子君） 3回目の質問。

14番岩竹議員。

○14番（岩竹博明君） 現在、天然芝、上段も下段も天然芝なんですが、私が思うのは、上段のほうだけ切りかえてもらえればと思います。下段のほうはそのままでいいし、土のままでいいんじゃないかと思いますが、そこら辺の考えを町長に御意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（繁政秀子君） 答弁。

町長。

○町長（和多利義之君） 検討すると言うたとかいうことなんですが、先ほどメリット計算がありましたように、検討はすると言いながら、まだ私はそういう張りかえようというような気持ちをまだ持てない、実は、悪いんですけども。これはそれだけのことをやるんなら、ほいじゃあどれだけ反響があるんか、どれだけ使うんかということなんです。これが一番大切なんですね。そりゃ人工芝のほうが高いですよ。1億

9, 000万円かかる。昔は1億言いよったんが、いつの間にやら2億円になって、これそういう最近なっとる。昔は1億円じゃったんだ、2、3年前まで。くると1億円ぐらいに変わっとるんですが、いずれにしても、仮に、仮に変えるんなら、もちろん下まで変えるというようなことはしやしません。上しかせんということになりますが、これからも検討だけ、やっぱり本当にそれだけの投資をして効果があるんかどうかというのがやっぱり一番大きな問題だろうというふうに考えておりますので、ひとつそういうことでお答えにかえさせていただきたいと、このように思います。

以上です。

○副議長（繁政秀子君） 以上で、第4項、揚倉山健康運動公園の活性化をについて、14番岩竹議員の質問を終わります。

以上で、総務文教関係の質問を全部終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長（繁政秀子君） ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって延会とし、3月16日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（繁政秀子君） 御異議ないものと認めます。よって、本日は延会とし、3月16日午前9時30分から会議を開くことと決し、これをもって延会といたします。

（延会 午前11時58分）